

## 高齢者肺炎球菌予防接種 接種はお済みですか？

■問合せ 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

高齢者肺炎球菌予防接種は、日本人がかかる肺炎の中で最も多い「肺炎球菌」による肺炎や肺炎による合併症などの予防効果が期待できます。該当する年齢の方が定期接種の対象となるのは今年度限りです。

なお、この予防接種は新型コロナウイルス感染症の予防を目的としたものではありません。

▼期限 令和4年3月31日（木）

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

・健康ひろば・実施医療機関（p.28）に掲載しています。

・接種希望者は事前に医療機関へ予約してください。

入院または入所中などで町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。

▼対象者 これまでに1度も肺炎球菌予防接種を受けたことのない次の①、②に該当する方

①次の年齢（生年月日）の方 ※誕生日前でも接種可

・65歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生）

・70歳（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生）

・75歳（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生）

・80歳（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生）

・85歳（昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生）

・90歳（昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生）

・95歳（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生）

・100歳（大正10年4月2日～大正11年4月1日）

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

## COCOTTOの入居者を募集しています

■問合せ 建設課建築住宅係（☎23-3147）

4月号で紹介した子育て世帯向けの公共賃貸住宅「COCOTTO」の入居者を追加募集しています。部屋の内覧も随時行っていますので、お気軽に問合せください。

▼住所 当別町下川町125番地30

▼家賃 子育て世帯（中学生以下同居）47,200円  
上記以外（通常家賃）59,000円

▼入居資格 過去1年間の継続的な収入の合計額を12で割った額が、家賃の4倍以上ある方。町税等を滞納していない方など。

▼入居期間 契約期間は2年間（更新により延長可）。ただし、中学生以下の同居人がいる世帯を優先し、優先世帯による入居希望がある場合は、優先世帯ではない入居者との契約更新は不可。

※その他詳細については、広報とうべつ4月号、町ホームページに掲載しています。



育てる3帖間  
（スタディコーナーと2段ベッド）

支援

## 新型コロナウイルスに対する支援金・給付金

### 感染防止対策協力支援金

5月16日(日)から6月20日(日)の緊急事態宣言期間において、北海道からの要請に応じた飲食店、カラオケ店、結婚式場等を管理する事業者に対し、感染防止対策協力支援金を支給します。申請要項や必要書類チェックリスト、申請様式については、町ホームページからダウンロード可能となっておりますので、必ずご確認ください。

詳細はこちらから→  
(町ホームページ)



#### ▼給付対象施設

5月16日(日)から6月20日(日)の期間において、北海道からの要請に応じた当別町内の次の施設

- ①飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- ②バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- ③食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

#### ▼要請および協力依頼内容

(例)・酒類またはカラオケ設備の提供中止

- ・営業時間の短縮
- ・感染防止対策の実施 など

※営業形態等により内容が異なります。詳細は申請要項をご確認ください。

▼申請期限 8月31日(火) 消印有効

▼提出方法 郵送で受付します。申請要項を確認のうえ、町ホームページに掲載されている「必要書類チェックリスト」に従って、書類を全て提出してください。

<送付先>

〒061-0292

当別町白樺町58番地9

当別町経済部商工観光課商工観光係

※切手を貼り付け、裏面には差出人住所および氏名を必ず記載してください。

#### ▼問合せ

商工観光課商工観光係 (☎23-3129)

### 低所得の子育て世帯への 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給要件に該当する場合は申請が必要です。申請を希望される方は、来庁される前に電話でご相談ください。

#### ●支給対象者(ひとり親)

- ①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方
- ②新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準となった方

※令和3年4月分の児童扶養手当受給者は4月下旬に支給済みです。ふたり親への給付金と重複しての受給はできません。

#### ●支給対象者(ふたり親)

- ①高校生のみを養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和3年度住民税非課税の方
- ②令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、父母共に非課税者と同じ水準になった方

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は申請不要です。

▼支給額 児童一人当たり一律5万円

▼申請期限 令和4年2月28日(月)

#### ▼問合せ

保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

### ゆとろ(総合保健福祉センター) 入浴施設の利用を休止します



■問合せ 保健福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

7月15日(木)まで、定期点検清掃のため、ゆとろ(総合保健福祉センター)入浴施設(浴室・談話ホール・研修室)の利用を休止します。ご不便おかけしますが、ご協力願います。

## 補助金

### 人材育成基金活用推進事業の追加申請を受け付けます

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自らが考え、自ら行う地域づくり事業に対して、補助金を交付しています。申請される場合は、事前に問合せください。

#### ▼補助対象者

当別町に1年以上在住または勤務している方や、これらの方で構成する団体。

▼補助対象事業 令和3年度中に実施する次のようなもの。

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業  
(国内3日以上、国外5日以上)
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業  
(国内3日以上、国外5日以上)
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会の事業で、効果が地域住民に還元されるもの

#### ▼補助率等

- ①、②…補助対象経費の3分の2以内 (個人…国内10万円、国外50万円まで、団体:50万円まで)
- ③…補助対象経費の2分の1以内 50万円まで

#### 例 (一社) 当別青年会議所 主催 「異業種交流会」(H29.7月開催)



ビジネススキルを向上するため、町内の勤労者を対象とした交流会を開催しました。

▼申請方法 セールス戦略課で配布する申請書等を、事業開始の1カ月前までに提出してください。申請書等は町ホームページからもダウンロードできます。

#### ▼申請期限

9月30日(木) 17時 必着

#### ▼審査・内定

申請書類をもとに審査し、10月中旬に内定する予定です。

#### ▼提出先・問合せ

セールス戦略課ふるさとプロモーション係 (☎ 23-3042/E-mail:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp)

## 国民健康保険

### 納入通知書・被保険者証を送付します

7月中旬に、国民健康保険の加入世帯へ、「令和3年度国民健康保険税納入通知書」を送付します。通知書に記載されている期別・納期限を必ず確認のうえ、納付してください。

#### 【納付は口座振替がおすすめです】

安心・便利で確実な口座振替をおすすめします。口座振替にすると、金融機関(郵便局含む)から自動的に引き落とされるので、払い込みに行く手間が省くことができ、うっかり納め忘れることもありません。また、コンビニや郵便局、ゆうちょ銀行ATMからも納付できますので、必ず納期限までに納付してください。

#### ◎保険証が新しくなります

現在ご使用の「保険証(国民健康保険被保険者証)」は、有効期限が7月31日(土)までのため、8月1日(日)以降は使用できなくなります。7月下旬に新しい保険証を郵送します。新しい保険証は「エンジ色」です。

#### ▼問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23-2467)

広告

広告

## 国民年金

### 産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多児妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産とは妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。対象者は「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方です。

出産前の方は予定日の6カ月前から、出産後の方はさかのぼって申請できます。納付済みの期間の保険料は、後日還付されます。詳しくは戸籍年金係までお問い合わせ

わせください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係  
(☎ 23 - 2463)

## 委員

### 当別町農業委員会 委員が任命されました

滝本弘氏（対雁）が、町議会の同意を得て当別町農業委員会委員に任命されました。任期は令和3年6月17日から令和5年7月19日までです。



▼問合せ 農業委員会事務局  
(☎ 23 - 3279)

## 情報公開

### 情報公開・個人情報保護制度 の開示状況（令和2年度）

#### 【当別町】

◆情報公開制度 開示請求5件  
（開示状況：開示3件、一部開示1件、不開示1件）

※審査請求はありません。

◆個人情報保護制度 開示請求および審査請求はありません。

▼問合せ 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

#### 【石狩北部地区消防事務組合】

◆情報公開制度 開示請求1件  
（実施機関：消防長、開示状況：一部開示1件）

※審査請求はありません。

◆個人情報保護制度 開示請求および審査請求はありません。

▼問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課（☎ 0133 - 74 - 5119）

広 告

広 告

広 告